

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 許認可事務等標準処理期間要綱の一部改正

行政改革推進室

（県例規集登載）

○ 身体障害者手帳交付のための診断をする

障害福祉課

医師の指定及び辞退

○ 指定居宅サービス等の事業の廃止

長寿社会課

○ 指定介護予防サービスの事業の廃止

”

【公告】

○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の

県民生活交通課

申請

○ 種畜証明書の書換交付

畜産課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第四百七十五号

（許認可事務等標準処理期間要綱（昭和五十二年岡山県告示第三百三十三号）の一部を次のように改正する。）

平成二十九年九月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

第三条第二項中「翌日」を「日の翌日」に改める。

別表本庁共通の部中13の項を15の項とし、6の項から12の項までを二項ずつ繰り下げ、回部5の項中「第49条第2項」を「第50条第3項、第54条の6第2項」にし、「合併」を「吸収合併又は新設合併」に改め、同項を同部6の項とし、同項の次に次のように加える。

| | | | | | | | |
|---|---------------------------------|----------------------------|-----|----|--|--|--|
| 7 | 社会福祉法第55条の2第1項、第55条の3第1項、第55条の4 | 社会福祉充実計画の承認又はその変更若しくは終了の承認 | 25日 | 5日 | | | |
|---|---------------------------------|----------------------------|-----|----|--|--|--|

別表本庁共通の部中4の項を5の項とし、回部3の項中「第43条第1項」を「第45条の36第2項」に改め、回部4の項を回部5の項とし、回部2の項の次に次のように加える。

| | | | | | | | |
|---|----------------|------------|-----|----|--|--|--|
| 3 | 社会福祉法第45条の9第5項 | 評議員会の招集の許可 | 25日 | 5日 | | | |
|---|----------------|------------|-----|----|--|--|--|

別表県民生活部の部員生活交通課の項中「120日」を「90日」に改め、回部5中「認定特定非営利活動法人等」を「並びに認定特定非営利活動法人」にし、「認定特定非営利活動法人の」を「及び」に改め、回部6中「仮認定、仮認定特定非営利活動法人等」を「特例認定及び特例認定特定非営利活動法人」に改め、

別表環境文化部の部自然環境課の項1中「又は生態系に係る被害の防止の目的」を「鳥獣の保護又は管理の目的等」に改め、回部6及び7中「温泉ゆう出目的」を「温泉湧出目的」に改め、同部5及び6中「第11条第2項」の次に「第3項」を挿入し、「温泉ゆう出目的」を「温泉湧出目的」にし、「温泉ゆう出目的」を「温泉湧出目的」に改め、回部6から10までの規定中「第11条第2項」の次に「第3項」を挿入し、「温泉ゆう出目的」を「温泉湧出目的」に改め、回部31及び41中「温泉ゆう出目的」を「温泉湧出目的」に改め、回部38から46までの規定中「第7条第4項第10号」を「第7条第4項第9号」に改め、

別表保健福祉部の部保健福祉課の項2中「第7条、第39条、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）第3条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法」を「第7条第2号、第3号」に改め、回部22中「第40条第2項第2号」を「第40条第2項第5号」に改め、

別表保健福祉部の部医療推進課の項15中「区域の区域」を「区域」に改め、回部75を83とし、33から74までを八ずつ繰り下げ、回部38中「第14条」を「第20条第1号」に改め、同32を同項40とし、同項中31を39とし、28から30までを八ずつ繰り下げ、27の次に次のように加える。

| | | | | | | |
|----|--------------------|--|------|----|----|--|
| 28 | 医療法第70条第1項、第70条の15 | 地域医療連携推進法人の認定及び解散の認可（岡山市及び倉敷市の区域以外の区域に係るもの） | 120日 | 5日 | | |
| 29 | 医療法第70条第1項、第70条の15 | 地域医療連携推進法人の認定及び解散の認可（岡山市及び倉敷市の区域に係るもの） | 120日 | | 5日 | |
| 30 | 医療法第70条の8第3項 | 病院の開設等が医療連携推進業務の実施に支障のないことについての確認（岡山市及び倉敷市の区域以外の区域に係るもの） | 120日 | 5日 | | |
| 31 | 医療法第70条の8第3項 | 病院の開設等が医療連携推進業務の実施に支障のないことについての確認（岡山市及び倉敷市の区域に係るもの） | 120日 | | 5日 | |
| 32 | 医療法第70条の18第1項 | 地域医療連携推進法人の定款の変更の認可（岡山市及び倉敷市の区域以外の区域に係るもの） | 120日 | 5日 | | |
| 33 | 医療法第70条の18第1項 | 地域医療連携推進法人の定款の変更の認可（岡山市及び倉敷市の区域に係るもの） | 120日 | | 5日 | |
| 34 | 医療法第70条の19第1項 | 地域医療連携推進法人の代表理事の選定又は解職の認可（岡山市及び倉敷市の区域以 | 120日 | 5日 | | |

| | | | | | | | |
|----|---------------|---|------|----|--|--|--|
| | | 外の区域に係るもの) | | | | | |
| 35 | 医療法第70条の19第1項 | 地域医療連携推進法人の代表理事の選定又は解職の認可(岡山市及び倉敷市の区域に係るもの) | 120日 | 5日 | | | |

別表保健福祉部の部子ども未来課の項2及び3を次のように改める。

| | | | | | | | |
|---|---|--|-----|--|-----|--|--|
| 2 | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条 | 認定こども園(幼保連携型認定こども園を除く。)の認定(倉敷市の区域以外の区域に係るもの) | 30日 | | 10日 | | |
| 3 | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条 | 認定こども園(幼保連携型認定こども園に限る。)の設置の認可(岡山市及び倉敷市の区域以外の区域に係るもの) | 30日 | | 10日 | | |

別表保健福祉部の部子ども未来課の項中4を削り、5を4とし、6を5とし、7及び8を削り、9の次に次のように加える。

| | | | | | | | | |
|------------|---|---------------|--|-----|--|--|--|--|
| 子ども 家庭課 | 1 | 児童福祉法第35条第4項 | 児童福祉施設(助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターに限る。以下この項において同じ。)の設置の認可 | 20日 | | | | |
| | 2 | 児童福祉法第35条第12項 | 児童福祉施設の廃止又は休止の承認 | 20日 | | | | |

| | | | | | | | |
|---|--------------------------|-----------------|-----|----|----|--|--|
| 3 | 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第6条 | 手当の受給資格及び手当額の認定 | 50日 | 3日 | 4日 | | |
|---|--------------------------|-----------------|-----|----|----|--|--|

別表保健福祉部の部障害福祉課の項中14を19とし、11から13までを5まで繰り下げ、同項10中「第7条第1項、第2項」を「第7条」に改め、同10を同項15とし、同項中9を14とし、8を13とし、7を9とし、同9の次に次のように加える。

| | | | | | | | |
|----|--|------------------------------|-----|----|--|--|--|
| 10 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条、第37条、第41条 | 指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定の変更及び更新 | 26日 | 5日 | | | |
| 11 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条、第39条、第41条 | 指定障害者支援施設の指定並びに指定の変更及び更新 | 26日 | 5日 | | | |
| 12 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の14、第51条の21 | 指定一般相談支援事業者の指定及び指定の更新 | 26日 | 5日 | | | |

別表保健福祉部の部障害福祉課の項中9を8とし、3から5までを2まで繰り下げ、同項2中「第35条第7項」を「第35条第12項」とし、

| | |
|-----|--|
| 20日 | |
|-----|--|

を

| | |
|-----|----|
| 20日 | 5日 |
|-----|----|

に改め、同2を同項2とし、同2中「の設置」を「（障害児に関する施設に限る。以下この項において同じ。）の設置」とし、

| | |
|-----|--|
| 20日 | |
|-----|--|

を
に改め、同1を同項3とし、同3の前に次のように加える。

| | |
|-----|----|
| 20日 | 5日 |
|-----|----|

| | | | | | | | |
|----|------------------------------------|----------------------|-----|--|--|--|--|
| 52 | 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第1項 | 指導及び助言に係る確認 | 30日 | | | | |
| 53 | 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第17条第1項 | 指導及び助言に係る特定後継者の変更の確認 | 30日 | | | | |
| 54 | 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第17条第2項 | 指導及び助言に係る計画の変更の確認 | 30日 | | | | |

別表産業労働部の部労働雇用政策課の項16中「第41条第1項」を「第37条第1項」に改める。

別表農林水産部の部組合指導課の項9、11及び13中「又は廃止」を削り、回頁中73を77とし、72を75とし、回75の次に次のように加える。

| | | | | | | | |
|----|----------------------------------|------------------|----|--|--|--|--|
| 76 | 農業災害補償法施行令（昭和22年政令第299号）第2条の4第1項 | 農業共済組合等の事務費賦課の承認 | 7日 | | | | |
|----|----------------------------------|------------------|----|--|--|--|--|

別表農林水産部の部組合指導課の項中71を74とし、70を73とし、69を72とし、68を69とし、回69の次に次のように加える。

| | | | | | | | |
|----|-----------------------|----------------------------|-----|--|--|-----|--|
| 70 | 森林組合法第100条の8、第100条の16 | 生産森林組合の組織変更の認可（株式会社及び合同会社） | 30日 | | | | |
| 71 | 森林組合法第100条の22 | 生産森林組合の組織変更の認可（認可地縁団体） | 30日 | | | 14日 | |

別表農林水産部の部組合指導課の項中67を削り、66を68とし、59から65までを削り繰り下げ、58の次に次のように加える。

別表出先機関の部県民局（建設部）の項中91を106とし、63から90までを十五ずつ繰り下し、同項28中「第7条第4項第6号、第7号」を「第7条第4項第5号、第6号」に改め、同62を同項64とし、同64の次に次のように加える。

| | | | | | | |
|---|---|------------|--|--|--|--|
| <p>65</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条 第1項</p> | <p>建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 (非住宅建築物以外の建築物の申請で、登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関（申請建築物が非居住部分を有する場合にあつては、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に限る。以下この項において同じ。）が交付する建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証（以下この項において「性能適合証」という。）等のあるものに限る。）</p> | <p>7日</p> | | | | |
| <p>66</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条 第1項</p> | <p>建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 (非住宅建築物の申請で性能適合証等のあるものに限る。)</p> | <p>14日</p> | | | | |
| <p>67</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条 第1項</p> | <p>建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 (一戸建ての住宅の申請で性能適合証等のないものに限る。)</p> | <p>7日</p> | | | | |
| <p>68</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条 第1項</p> | <p>建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 (共同住宅等の住戸の申請で性能適合証等のないものに限る。)</p> | <p>20日</p> | | | | |

| | | | |
|--|---|------------|--|
| <p>69 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条 第1項</p> | <p>認定建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定（非住宅建築物以外の建築物の申請で性能適合証等のあるものに限る。）</p> | <p>7日</p> | |
| <p>70 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条 第1項</p> | <p>認定建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定（非住宅建築物の申請で性能適合証等のあるものに限る。）</p> | <p>14日</p> | |
| <p>71 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条 第1項</p> | <p>認定建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定（一戸建ての住宅の申請で性能適合証等のないものに限る。）</p> | <p>7日</p> | |
| <p>72 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条 第1項</p> | <p>認定建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定（共同住宅等の住戸の申請で性能適合証等のないものに限る。）</p> | <p>14日</p> | |
| <p>73 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条 第2項</p> | <p>建築物のエネルギー消費性能の認定（非住宅建築物以外の建築物の申請で、登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関が交付する建築物のエネルギー消費性能に係る技術的審査適合証（以下この項において「基準適合証」という。）等のあるものに限る。）</p> | <p>7日</p> | |

| | | | | | | | |
|----|--|--|-----|--|--|--|--|
| 74 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項 | 建築物のエネルギー消費性能の認定（非住宅建築物の申請で基準適合証等のあるものに限る。） | 14日 | | | | |
| 75 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項 | 建築物のエネルギー消費性能の認定（一戸建ての住宅の申請で基準適合証等のないものに限る。） | 7日 | | | | |
| 76 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条 | 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更にあつては、当該ことを証する書面の交付 | 14日 | | | | |
| 77 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条 | 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が軽微な変更にあつては、当該ことを証する書面の交付 | 14日 | | | | |

別表出先機関の部県民局（建設部）の項中61を63とし、55から60までをエネルギー省の部として、「第17条第3項」を「（平成18年法律第91号）第17条第3項」とする。同項56とし、同項中53を55とし、52を54とし、51の次に次のように加える。

| | | | | | | | |
|----|--------------|--------------------------------------|-----|--|----|--|--|
| 52 | 建築基準法第43条第1項 | 敷地等と道路との関係における特例許可（軽易又は定例的なものに限る。） | 40日 | | 5日 | | |
| 53 | 建築基準法第56条の2 | 日影による中高層の建築物の高さの制限許可（軽易又は定例的なものに限る。） | 40日 | | 5日 | | |

別表出先機関の部環境保健センターの項2中「試験検査結果」を「試験検査等の結果」に、「許可」を「承認」に改める。
別表出先機関の部食肉衛生検査所の項3中「確認規定の認定」を「確認規程の認定及び」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第四百七十六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を平成二十九年九月十九日次のとおり指定した。
また、同項の指定を受けた次の医師について、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十九年九月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定した医師

指定医師名 診療科目

医療機関の名称

所在地

三河内 弘 心臓

瀬戸内市民病院

瀬戸内市邑久町山田庄八四五―一

田 中 浩 喜 聴覚・平衡、音声・言語・そしゃく

河田耳鼻咽喉科医院

美作市栄町七五―一

二 指定を辞退した医師

指定医師名 診療科目

医療機関の名称

所在地

館 俊 廣 聴覚・平衡

高梁中央病院

高梁市南町五三

西 田 直 樹 聴覚・平衡

河田耳鼻咽喉科医院

美作市栄町七五―一

平成29年9月26日 岡山県公報 第11926号

◎岡山県告示第四百七十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十九年九月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

訪問介護ステーションいぶき

2 所在地

岡山県美作市川北一〇八九

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

美作養護老人ホーム組合

2 所在地

岡山県美作市川北一〇八九

三 廃止年月日

平成二十九年九月三十日

四 介護保険事業所番号

三三七三七〇〇六一〇

五 サービスの種類

訪問介護

介護予防訪問介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ニチイケアセンター総社

2 所在地

岡山県総社市駅前二丁目一〇一六ベルメゾン一〇一号室

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

平成29年9月26日 岡山県公報 第11926号

1 名称

株式会社ニチイ学館

2 所在地

東京都千代田区神田駿河台二丁目九

三 廃止年月日

平成二十九年十月十一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇八〇〇九四二

五 サービスの種類

訪問入浴介護

介護予防訪問入浴介護

平成29年9月26日 岡山県公報 第11926号

◎岡山県告示第四百七十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十九年九月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスセンターきのこセイモン

2 所在地

岡山県井原市西方町一四三六番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人新生寿会

2 所在地

岡山県井原市木之子町二三三〇番地

三 廃止年月日

平成二十九年九月三十日

四 介護保険事業所番号

三三七〇七〇〇四二二三

五 サービスの種類

介護予防通所介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスセンター小春

2 所在地

岡山県美作市明見三五七番地の一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人美風会

平成29年9月26日 岡山県公報 第11926号

2 所在地

岡山県美作市明見三五七番地の一

三 廃止年月日

平成二十九年九月三十日

四 介護保険事業所番号

三三七三七〇〇五八六

五 サービスの種類

介護予防通所介護

〔四二二〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十九年九月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十九年九月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人移動ネットおかやま

三 代表者の氏名

横山 和廣

四 主たる事務所の所在地

新見市哲西町矢田三六〇四番地

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・障がい者などの移動困難者及びその移動を支援する団体に対して、移動サービスに関する事業を行い、市民の生活権の一部である移動権の確立に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項

〔四二三〕家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により、農林水産大臣から同法第四条第一項本文の種畜証明書を次のとおり書換交付した旨の通報を受けた。

平成二十九年九月二十六日

岡山県知事 伊原 隆 太

| 種畜証明書番号 | 申請の事由 | 変更後 | 変更前 |
|-------------|----------------------|--|---------------------------------------|
| 11380853750 | 種畜の名前の変更 | 茂晴美津 | 松崎2812 |
| 11380853750 | 種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更 | 岡山県津山市宮部下415 一般社団法人家畜改良事業団岡山種雑牛センター | 鳥取県東伯郡琴浦町大字出上14 独立行政法人家畜改良センター鳥取牧場 |
| 11380854092 | 種畜の名前の変更 | 茂勝晴 | 松路2826 |
| 11380854092 | 種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更 | 岡山県津山市宮部下415 一般社団法人家畜改良事業団岡山種雑牛センター | 鳥取県東伯郡琴浦町大字出上14 独立行政法人家畜改良センター鳥取牧場 |

平成29年9月26日 岡山県公報 第11926号

〔四二四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年九月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市福井字重安一二〇一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区小山三二三―二 一〇三号

安川 奨

三 許可番号

岡山県指令建指第一三五号